

預金規定特約「盗難通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん等に関する特約」

令和7年9月11日現在

盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱に関する特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。
 - ① 盗難された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱
 - ② 本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱
- (3) この特約は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとしします。

2. 盗難された通帳等による不正な預金払戻し等

- (1) 盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとしします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとしします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗難された日（通帳等が盗難された日が明らかでないときは、盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとしします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正払戻しにより被った損害について本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。
- (6) 当行が、第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗難された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不正利得返還請求権を取得するものとしします。

3. 預金の払戻しにおける本人確認

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認が出来るまでは払戻しを行いません。

(裏面もご覧ください)

【盗難通帳被害においてお客様の重大な過失または過失となりうる場合】

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下の通りです。

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

* 上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下の通りです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他預金者に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

【特約を適用する対象規定】

○流動性預金関係の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金規定 ・無利息普通預金(決済用預金)規定 ・貯蓄預金規定 ・納税準備預金規定
○通知預金関係の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・通知預金規定
○定期預金関係の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金規定(共通規定) ・リレー自由金利型定期預金規定 ・自動解約型自由金利型定期預金規定 ・自由金利型定期預金規定 ・リレー自由金利型定期預金(M型) [スーパー定期] 規定 ・自由解約型自由金利型定期預金(M型) [スーパー定期] 規定 ・自由金利型定期預金(M型) [スーパー定期] 規定 ・リレー期日指定定期預金規定 ・期日指定定期預金規定 ・リレー変動金利定期預金規定 ・自動解約型変動金利定期預金規定 ・変動金利型定期預金規定 ・むさしの新種定期「複利deフリー」規定 ・むさしの「年金定期とっておき1000」規定 ・むさしの「年金定期とっておき・年金予約口」規定 ・むさしのバック・ワン規定(定期預金) ・積立式定期預金「しあわせ」規定
○財産形成預金関係の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・財産形成期日指定定期預金規定 ・財形年金預金規定 ・財形住宅預金規定
○定期積金関係の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・定期積金規定
○外貨預金関係の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨普通預金規定 ・外貨定期預金規定(非自動継続型) ・自動継続型外貨預金規定
○その他の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座取引規定 ・譲渡性預金規定

以上